

社会保険の適用拡大に関する留意事項について【重要】

令和6年10月からパート・アルバイトの社会保険の適用範囲が拡大されました。

従業員が51人以上の事業所（※）で以下の要件をすべて満たす短時間労働者は、常勤職員と同様に、健康保険適用除外承認申請を受けて医師国保に加入する（医師国保+厚生年金）か、社会保険（協会けんぽ等+厚生年金）に加入することとなります。

加入対象（短時間労働者）の要件

新たな加入対象者の把握

新たな加入対象者は、右の条件を全て満たすパート・アルバイトの方です。

週の所定労働時間が20時間以上

所定内賃金が月額8.8万円以上

2ヶ月を超える雇用の見込みがある

学生ではない

※ 事業所の厚生年金保険の被保険者（医師国保+厚生年金保険または協会けんぽ+厚生年金保険）の総数が1年のうち6か月以上51人以上となることが見込まれる事業所のことです。

法人事業所の場合、同一法人に属する（法人番号が同一である）すべての事業所の厚生年金保険被保険者の総数、個人事業所の場合は、事業所単位の厚生年金保険被保険者数となります。該当するか等の詳細は管轄の年金事務所へご照会ください。

ダブルワーク先での社会保険適用にご注意ください

複数の事業所で勤務される方は、主たる勤務先の健康保険が医師国保であっても、他の勤務先で短時間労働者の適用拡大に該当し、その事業所が医師国保に加入していない場合、社会保険（協会けんぽ+厚生年金保険）に強制加入することになります。

また、主たる勤務先で健康保険の適用除外を受けている場合（医師国保+厚生年金保険）であっても、他の勤務先において社会保険（協会けんぽ+厚生年金保険）に加入する必要がある場合、健康保険を統一する必要があるため、主たる勤務先において適用除外を取下げ、それぞれの勤務先で社会保険（協会けんぽ+厚生年金保険）に加入することになります（2以上事業所勤務該当）。この場合、他の勤務先を退職しても、事業所内で一度社会保険（協会けんぽ等+厚生年金）に加入した方は、退職等で一度資格を喪失しない限り、医師国保に再加入することができませんので、ご注意ください。

医師国保の資格がなくなる場合があります

すでに当組合の被保険者であっても、就職や別法人の役員等に就任して社会保険（協会けんぽ等）の適用になった場合は、その時点で医師国保の資格は喪失します。

特に事業主である第Ⅰ・Ⅲ種組合員が資格喪失すると第Ⅱ種組合員（従業員）も資格喪失することになりますので、ご留意ください。

医療法人に入職される医師の皆さんへ

事業主が医師国保に加入している医療法人に入職される際は、医師国保にご加入ください。
(健康保険適用除外承認が必要)

一度社会保険に加入すると医師国保に切り替えることができなくなります。

将来、医療法人の継承をお考えの場合、特に注意が必要ですので当組合までお問い合わせください。

厚生労働省適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>